明治大学	司書	七月十九日～九月十日	百名	四月二日～五月十一日	作文及び書類審査	東京都千代田区神田駿河台一番地 明治大学駿河台キャンパス アカデミーコモン 電話〇三（三二九六）四四一三
	司書（メディア）	六月三十日～三月九日	八十名			
鶴見大学	司書	七月十二日～九月十三日	百二十名	四月二日～六月一日	作文及び書類審査	神奈川県横浜市鶴見区鶴見二丁目一番三号 鶴見大学 電話〇四五（五七四）八六二一
	司書補	七月十二日～九月十三日	五十名			
中部学院大学	司書	七月十二日～九月十三日	八十名	四月四日～六月三十日	作文及び書類審査	岐阜県関市桐ヶ丘二丁目一番地 中部学院大学関キャンパス 電話〇五七五（二四）九四六〇
愛知学院大学	司書	七月十六日～九月二十九日	二百名	四月九日～五月七日	作文及び書類審査	愛知県日進市岩崎町阿良池一二番地 愛知学院大学日進キャンパス 電話〇五六一（七三）一一一一
	司書補	七月十六日～九月一日	五十名			
滋賀文教短期大学	司書	七月十七日～九月二十七日	五十名	五月七日～五月二十五日	作文及び書類審査	滋賀県長浜市田村町三三五 滋賀文教短期大学 電話〇七四九（六三）五八一五
桃山学院大学	司書	十二月四日～二月二十一日	百五十名	十月十九日～十一月一日	作文及び書類審査	大阪府和泉市まなび野一番一号 桃山学院大学和泉キャンパス 電話〇七二五（五四）三一三一
広島文教女子大学	司書	七月十九日～九月二十七日	七十名	四月十六日～五月十八日	作文及び書類審査	広島県広島市安佐北区可部東一丁目二番一号 広島文教女子大学　六号館 電話〇八二（八一四）九九九二
別府大学	司書	八月一日～九月二十九日	百六十名	四月九日～六月八日	書類審査	大分県別府市北石垣八二番地 別府大学校舎 電話〇九七七（六六）九六三五
	司書補	八月一日～九月八日	五十名			

備考　受講の申込手続は、各大学において行う。詳細は、各大学へ直接問い合わせること。

○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を監視化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十四年三月二十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

整理番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第四項の規定に基づき、監視化学物質として指定した化学物質の名称
(6)—1849	α—（ジフルオロメチル）—ω—（ジフルオロメトキシ）ポリ［オキシ（ジフルオロメチレン）／オキシ（テトラフルオロエチレン）］（分子量が500以上700以下のものに限る。）

○厚生労働省
経済産業省告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十四年三月二十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	官報整理番号
89	過酸化水素	(1)—419
90	メタノール	(2)—201
91	ジエタノールアミン	(2)—302
92	過酢酸	(2)—354
93	無水酢酸	(2)—689
94	アクリル酸	(2)—690
95	クロロ酢酸ナトリウム	(2)—984
96	シクロヘキサン	(2)—1146
		(3)—2233

○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を次のように定める。なお、平成二十三年経済産業省告示第二号は廃止する。

平成二十四年三月二十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号。以下「法」という。）第八条第一項第三号の規定に基づき、法第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質は、次の表の左欄に掲げる化学物質の分類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる官報整理番号（法第四条第四項（法第五条第九項において読み替えて準用する場合及び法第七条第二項において準用する場合を含む。）並びに法附則第二条第一項及び第四項に基づき公示する際に化学物質に付される整理番号をいう。以下同じ。）に対応する化学物質とする。